

八女市から転出される方へお知らせ

転出された方は、転出証明書を発行しますので、新住所地に転入後14日以内に、新しい市区町村で転入届をしてください。
マイナンバーカード(個人番号カード)を使って特例転出をされた場合、転出証明書は発行されませんので、マイナンバーカードを持って新しい市区町村で転入手続きをしてください。
なお、他の窓口で取り扱う主な手続きをご案内しますので、該当する方は、それぞれの担当窓口で手続きをお願いします。

【 福岡県 八女市 】

制度など	対象者	担当窓口	手続き	必要なもの
転出届	転出される方	市民課 窓口サービス係 ☎ 23-1114	住民異動届(転出届)をしてください。 転出をやめるときは、「転出証明書」を返却して、 転出取消届をしてください。 「転出証明書」を紛失された方は、窓口サービス係へご連絡ください。	本人確認できるもの (運転免許証等)
印鑑登録	登録をされている方		転出(予定)日をもって廃止されます。	印鑑登録証
国民健康保険	国民健康保険に加入されている方		被保険者証を返却していただき、保険税の精算をします。 新住所地への転入日以降は、八女市の国民健康保険は使用できません。	国民健康保険被保険者証
	国民健康保険に加入されている方が施設等に転出される場合		八女市で被保険者証を発行いたしますので、住所地特例の申請をしてください。	国民健康保険被保険者証 在園証明書又は入所証明書
国民健康保険 (前期高齢者)	前期高齢者(70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者)	被保険者証兼高齢受給者証を返却してください。 転出先へ提出する負担区分証明書を発行します。	国民健康保険被保険者証兼 高齢受給者証	
	国民健康保険に加入されている方で施設等に転出される場合	八女市で被保険者証兼高齢受給者証を発行いたしますので、住所地特例の申請をしてください。		
マイナンバーカード (住民基本台帳カード)	交付を受けている方	市民課 マイナンバー推進係 ☎ 23-1117	マイナンバーカードをお持ちの方はご提示ください。特例転出の手続きをします。	マイナンバーカード (住民基本台帳カード)
子ども医療 ひとり親家庭等医療	医療証をお持ちの方	子育て支援課 こども支援係 ☎ 23-1351	異動届を提出し、医療証を返却してください。	子ども医療証、印鑑 ひとり親家庭等医療証、印鑑
児童手当	児童手当を受給されている方 (子どもの父・母、又は養育者)		受給されている方(父・母又は養育者)の転出(予定)日をもって受給が消滅します。 転出先の市町村へ提出する書類をお渡しします。(転出予定日の翌日から15日以内に転出先の市町村へ申請が必要です。)	印鑑
児童扶養手当	児童扶養手当を受給されている方		住所変更届を提出してください。 転出先での手続きについてご説明します。	児童扶養手当証書 印鑑
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当を受給されている方		住所変更届を提出してください。 転出先での手続きについてご説明します。	特別児童扶養手当証書 印鑑
幼稚園 保育所	幼稚園・保育所に入所されている方	子育て支援課 こども保育係 ☎ 23-1351	転出されると、退所になります。 退所届を提出してください。	
介護保険	介護保険の被保険者(65歳以上、一部40歳以上の方)	介護長寿課 介護保険係 ☎ 23-1353	介護保険被保険者証を返却してください。 (介護老人福祉施設等に転出される方は、後日、八女市より新しい被保険者証を送付します。) 認定を受けている方は、「受給資格証明書」をお渡しします。 (転出先の市町村で、転入日から14日以内に手続きが必要です。)	介護保険被保険者証 負担限度額認定証(対象者のみ) 負担割合証(対象者のみ)

制度など	対象者	担当窓口	手続き	必要なもの
後期高齢者医療	後期高齢者医療制度に加入されている方	介護長寿課 高齢者支援係 ☎ 23-1308	住所変更(転出)の届出をしてください。 保険料還付用口座指定書を提出してください。 保険証を返還してください。(県外転出者) 負担区分証明書を発行します。(県外転出者)	後期高齢者医療被保険者証
	後期高齢者医療制度に加入されている方で県外の施設等に転出される場合(住所地特例)		住所変更(転出)の届出をしてください。 八女市から新しい保険証を送付します。	
重度障害者医療		福祉課 障がい者福祉係 ☎ 23-1335	異動届を提出し、医療証を返却してください。 (障害者施設等に転出される場合は、八女市で新しい医療証を発行します。)	重度障害者医療証、印鑑
自立支援医療 (更生医療、精神通院、育成医療)				受給者証 印鑑
障害福祉サービス受給者証	各手当等を受給されている方			障害者サービス受給者証 印鑑
身体障害者手帳				身体障害者手帳・印鑑
療育手帳	各種手帳をお持ちの方で、障害者施設等に転出される方			療育手帳・印鑑
精神保健福祉手帳				精神保健福祉手帳・印鑑
障害者施設等に転出される場合は八女市で住所を書き換えます。				
バイク登録	八女市ナンバーのバイク等をお持ちの方	税務課 固定資産税係 ☎ 23-1112	ナンバープレートを返却してください。 (転出先の市町村でも手続きできます。)	ナンバープレート 印鑑
ペット(犬)	犬の飼い主の方	環境課 生活環境係 ☎ 23-1462	転出先の市町村で犬の登録が必要なことを説明します。	
市営住宅	入居されている人の一部が転出される方	定住対策課 住宅係 ☎ 23-2577	市営住宅異動届を提出してください。	異動事実とその発生日がわかる書類の提示 (転出証明書・住民票除票等)
小中学校 義務教育学校	小中学校、義務教育学校へ通学している方 次年度小学校への入学予定者	学校教育課 学務係 ☎ 23-1954	転校の手続きについて説明します。	転学通知書 (市民係でお渡しします)
上下水道	市の上水道又は公共下水道を使用されている方	上下水道局 上水道総務係 ☎ 23-1949 下水道総務係 ☎ 23-1148	使用中止届を提出 (電話連絡も可)	
防災ラジオ	世帯全員で転出される方	防災安全課 消防防災係 ☎ 23-1731	防災ラジオ(付属品も含む)を返却してください。	防災ラジオ

■手続きの際には次のものを一緒にお持ちください

《本人確認のための身分証明書》

※運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど、国または地方公共団体が発行した身分証明書(顔写真付き)

※顔写真の付いた身分証明書を持っていない場合、健康保険証や年金手帳等の中から二つ以上を用意

《マイナンバー》

※個人番号の確認できる書類(通知カード、個人番号カード、マイナンバー記載の住民票)

※マイナンバーが必要な手続きについては、担当窓口におたずねください。